

2022年9月9日

新型コロナウイルス感染に伴う「みなし入院」による 保険金のお取扱いについて

新型コロナウイルス感染症に罹患されたみなさま、および関係者のみなさまに、謹んでお見舞い申し上げます。

明治安田損害保険株式会社（代表取締役社長 酒井 明夫）は、新型コロナウイルス感染に伴う「みなし入院」による保険金のお取扱いについて、以下のとおりお知らせいたします。

当社では引き続き、各医療機関・地方自治体等の状況に配慮しつつ、適切なお支払いを実施するとともに、確実・迅速なお支払いによりお客さまのお役に立てるよう努めてまいります。

（１）「みなし入院」による保険金のお支払い対象について

9月26日以降に新型コロナウイルス感染症と医師によって診断された方のうち、以下の4類型に該当する「重症化リスクの高い方」に限定いたします。

- ・ 65歳以上の方
- ・ 入院を要する方
- ・ 重症化リスクがあり、新型コロナウイルス治療薬の投与、または新たに酸素投与が必要と、医師が判断する方
- ・ 妊婦の方

なお、9月25日までに新型コロナウイルス感染症と医師によって診断された方については、重症化リスクにかかわらず、お支払いの対象となります。

（２）今回の対応の背景

当社では、新型コロナウイルス感染症と医師から診断され、病院への入院が必要であるにもかかわらず、医師や保健所等の判断により宿泊施設または自宅等で入院と同等の療養を行なった場合に、その療養を「入院」とみなして保険金をお支払いする特別取扱い（「みなし入院」）を行なっております。

宿泊施設または自宅等での療養は、約款上の「入院」の定義に該当しないものの、新型コロナウイルス感染症が感染症法上の入院勧告・措置の対象であり、療養期間中は常に医師の管理下において治療に専念していることをふまえ、「入院」と同等とみなしてお支払いを行なっております。

今般、政府により、新型コロナウイルス感染症に係る発生届の範囲について、9月26日以降、全国一律に「重症化リスクの高い方」に対象が限定されることとなりました。

当社の約款上、保険金のお支払い対象となる「入院」は、「医師による治療が必要であり、かつ自宅等での治療が困難なため、病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念すること」と定義しています。今回の政府における措置に伴い、発生届の対象とならない方は「常に医師の管理下において治療に専念している」とはいえないことから、「みなし入院」による保険金のお支払い対象について、上記（１）のとおりいたしました。

なお、今後法令の改正等がなされた場合には、必要に応じてさらなる対応を行なう可能性があります。

（３）ご請求手続きについて

「みなし入院」による保険金のご請求にあたりましては、新型コロナウイルス感染症と医師から診断されたことの証明と、上記（１）に記載いたしました４類型に該当する「重症化リスクの高い方」であることの証明が必要となります。

ご請求手続きにあたりましては、保健所や医療機関の負荷軽減のため、以下のお取扱いを実施しております。引き続きご理解・ご協力を賜りますよう、お願いいたします。

【ご準備いただく証明書類】

「My HER-SYS」をご利用される場合 ➡ My HER-SYS療養証明（画面）

「My HER-SYS」をご利用されない場合

以下の３項目がわかる書類

- ① 被保険者氏名
 - ② 診断病名「新型コロナウイルス感染症」
 - ③ 医師による診断年月日
- ※お手元にある書類の組合せで、①～③を満たせば請求のお手続きが可能です
- 【例】・医療機関発行の「診療明細書（新型コロナウイルス感染症の治療とわかるもの）」
 ・「PCR検査・抗原検査の陽性結果（市販の検査キットを除く）」
 ・「県・保健所等からの陽性診断確定メール」 など



入院を要する方	入院の領収書など
重症化リスクがあり、新型コロナウイルス治療薬の投与、または新たに酸素投与が必要と、医師が判断する方	診療明細書
妊婦の方	母子手帳など

（注）療養期間が８日以上の場合は上記と合わせて、療養期間がわかる保健所等発行のお手元の書類をご提出ください。

すでに「療養証明書」をお持ちの場合は、お手元の「療養証明書」でご請求いただけます。

※ご請求に必要な書類については、以下のお問い合わせ窓口にご照会をお願いいたします
 <お客さま相談室> 0120-255-400（平日9:00～17:00）